

(3) 成功報酬プラン ～難しい案件にも積極トライ～

出願時には、出願時ご請求のみ。登録査定となった場合に登録時のご請求をいたします。

万が一登録にならない場合には、登録時のご請求はいたしません。

出願時ご請求

区分の数	1区分	2区分	3区分	4区分
弊所費用	20,000	30,000	40,000	50,000
源泉税	-2,042	-3,063	-4,084	-5,105
消費税	2,000	3,000	4,000	5,000
特許庁費用	12,000	20,600	29,200	37,800
合計	31,958	50,537	69,116	87,695

登録時ご請求 5年

区分の数	1区分	2区分	3区分	4区分
弊所成功報酬	90,000	110,000	130,000	150,000
源泉税	-9,189	-11,231	-13,273	-15,315
消費税	9,000	11,000	13,000	15,000
特許庁費用	16,400	32,800	49,200	65,600
合計	106,211	142,569	178,927	215,285

登録時ご請求 10年

区分の数	1区分	2区分	3区分	4区分
弊所成功報酬	90,000	110,000	130,000	150,000
源泉税	-9,189	-11,231	-13,273	-15,315
消費税	9,000	11,000	13,000	15,000
特許庁費用	28,200	56,400	84,600	112,800
合計	118,011	166,169	214,327	262,485

※準裁判手続きにあたる審判請求費用は含まれません。

※商標権は更新手続きをすることにより、半永久的に継続することができます。

維持年数により登録時費用・更新の時期が変わることとなります。